

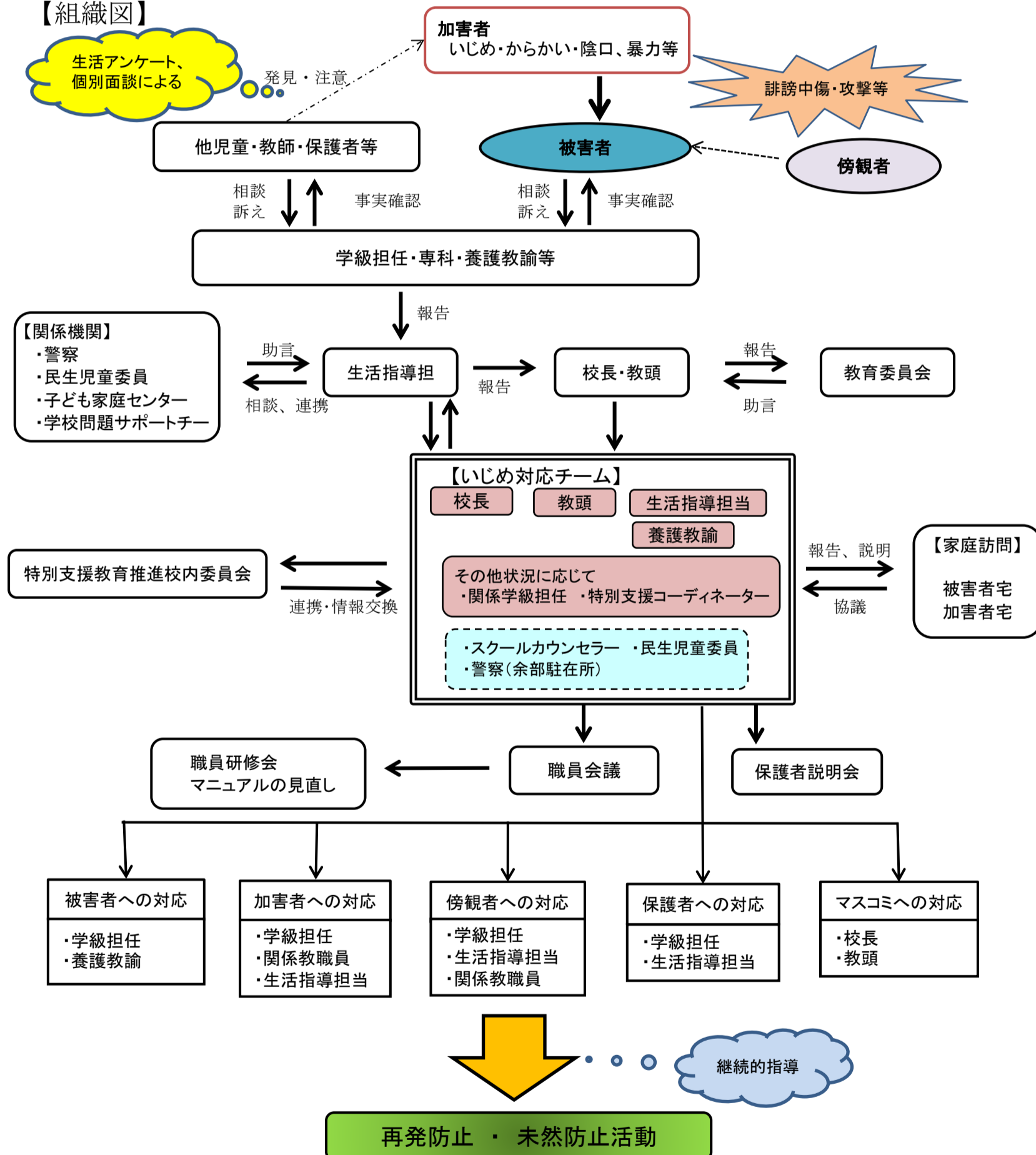
I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとにいじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないという基本認識のもと、学校全体で「チーム学校」として組織的に取り組む。そのためには、未然防止、早期発見、早期対応はもちろんのこと、定期的に点検・評価を行い、解決に当たっては、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、「いじめ対応チーム」等を中心に対応する。

いじめ対応チームについて

- 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係教職員及びスクールカウンセラー、民生児童委員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)

【組織図】



「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、雑談等の機会に子どもの変化を敏感に察知し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画実施する。また、いじめを軽視するのではなく、迅速かつ組織的に対応し、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。